

平成 28 年 9 月 23 日

各位

株式会社みなと銀行

生命保険（特定保険契約）の手数料開示について

株式会社みなと銀行（頭取 服部 博明）は、保険会社各社の同意を前提に平成 28 年 10 月より、お客さま向けに、当行が保険会社から受領する生命保険の手数料を開示することといたしましたので、お知らせします。

1. 本取組について

平成 28 年 3 月 29 日、株式会社三井住友フィナンシャルグループが制定した「フィデューシャリー・デューティー宣言」に基づき、「お客さま本位」のサービス向上への取組として、当行が保険会社から受領しております手数料をお示しすることといたしました。本件は、お客さまから直接いただいている費用ではございませんが、販売時のコンサルティングやアフターフォローの対価として当行が受領している手数料をお示しすることで、販売姿勢の透明性をより一層高めていくための取組と位置付けております。

2. 具体的な内容について

開示の対象は、保険料一時払の個人保険、個人年金保険分野において、市場リスクを有する生命保険（特定保険契約 ※1）の募集に関し、当行が保険会社から受領する手数料。

（特定保険契約 ※1）：「金融商品取引法」の行為規則の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険。

3. 開始時期

平成 28 年 10 月 1 日（土）

今後も、「地域のみなさまとともに歩みます。～金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献します～」との経営理念を踏まえ、資産運用・資産形成事業におけるお客さまのベストパートナーとなれますよう、「お客さま本位」の具体的実践に継続的に取り組むとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、わが国における「貯蓄から投資へ」の流れに貢献して参ります。

以上

本資料に関するお問い合わせ先
企画部 広報室 藤井 TEL 078-333-3247